

聖霊学園役員等報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は学校法人聖霊学園の寄附行為第57条の規定に基づき、役員および評議員の報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 役員とは寄附行為第5条に定める理事および監事をいう。

2 評議員とは寄附行為第5条に定める評議員をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬とは月々にあるいは会議出席や監査実施の都度支払われる手当をいう。

2 役員がその職を辞しても退任に伴う手当は支払わない。

(役員報酬の支給範囲)

第4条 常勤理事には役員報酬を支給しない。

2 非常勤理事には会議に出席の都度役員報酬を支給する。

3 監事には会議への出席および監査実施の都度役員報酬を支給する。

(役員報酬の額)

第5条 役員報酬の額は次の各号による。

- | | | |
|-----------|----|----------|
| (1) 常勤理事 | 月額 | 0 円 |
| (2) 非常勤理事 | 日額 | 20,000 円 |
| (3) 監事 | 日額 | 20,000 円 |

(評議員の報酬)

第6条 評議員（職員である評議員を除く。）には会議に出席の都度報酬を支給する。

(評議員報酬の額)

第7条 評議員報酬の額は次による。

評議員（職員である評議員を除く。） 日額 7,000 円

(規則の改廃)

第8条 この規則を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聞いたうえで理事会の議決を経なければならない。

付則

この規則は平成12年 4月 1日から施行するものとする。

この規則は平成23年 4月 1日から施行するものとする。

この規則は平成29年 4月 1日から施行するものとする。

この規則は令和 7年 4月 1日から施行するものとする。